

経済戦略局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について特名随意契約分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	令和5年度第2浪速西工場アパート高濃度PCB廃棄物処分業務委託	廃棄物処理	中間貯蔵・環境安全事業(株)北九州PCB処理事業所	2,279,200	令和5年7月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
2	令和5年度伝統芸能鑑賞会(上方芸能)企画運営業務委託	催事	(公社)上方落語協会	1,661,884	令和5年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和5年度咲くやこの花賞受賞者等支援事業企画運営業務委託	催事	(一社)アーツインテグレート	10,406,999	令和5年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和5年度伝統芸能鑑賞会(能・狂言)企画運営業務委託	催事	(公社)能楽協会	4,104,342	令和5年8月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	大阪市プレミアム付商品券2023事業業務委託	その他	JTB・EVENTIFY・ギフトパッド事業共同体	16,468,576,573	令和5年8月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	令和5年度演劇鑑賞会企画運営業務委託	催事	(株)ジェイコムウエスト	2,159,608	令和5年9月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	長居陸上競技場外1施設改修基本計画策定支援業務委託	建物・構造物各種調査	(株)昭和設計	19,855,000	令和5年9月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度第2浪速西工場アパート高濃度PCB廃棄物処分業務委託

2 契約の相手方

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所

3 随意契約理由

本業務は、第2浪速西工場アパートに保管している高濃度PCB廃棄物を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社で処理するものである。

特別管理産業廃棄物である高濃度PCB廃棄物の処理を行うことができるのは、国の全額出資により設立され、国の監督の下で処理を行うことができる上記事業者のみである。

以上の理由により、上記事業者のみが唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3792）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度伝統芸能鑑賞会（上方芸能）企画運營業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人上方落語協会

3 随意契約理由

本業務は、市民（特に伝統芸能初心者や青少年）が質が高く、かつ様々な伝統芸能を身近に親しめるよう、鑑賞機会を提供するとともに、伝統芸能（講談、落語、浪曲、上方舞などの上方を代表する伝統芸能。ただし能楽、文楽、歌舞伎は除く）の普及を図るため、解説および体験コーナーを交えた鑑賞会を企画・実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の提案は、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、公益社団法人上方落語協会を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6486-9504）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度咲くやこの花賞受賞者等支援事業企画運営業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人アーツインテグレート

3 随意契約理由

本業務は、「咲くやこの花賞」の周知、贈呈式の開催や受賞者の発表機会の提供などにより、「第3次大阪市文化振興計画」における芸術文化を創造する人材や支える人材の支援に取り組み、市民の「咲くやこの花賞」への理解を深め、応援する土壌を育むとともに、大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市であることを発信するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、一般社団法人アーツインテグレートの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル選定委員会において一般社団法人アーツインテグレートを受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき一般社団法人アーツインテグレートと随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度伝統芸能鑑賞会（能・狂言）企画運営業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人能楽協会

3 随意契約理由

本業務は、市民（特に伝統芸能初心者や青少年）が様々な伝統芸能を身近に親しめるよう、鑑賞機会を提供するとともに、伝統芸能（能楽）の普及を図るため、解説および体験コーナーを交えた鑑賞会を企画・実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、公益社団法人能楽協会の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、公益社団法人能楽協会を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6486-9504）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市プレミアム付商品券 2023 事業業務委託

2 契約の相手方

JTB・EVENTIFY・ギフトパッド事業共同体

代表構成員 株式会社 JTB

(構成員：株式会社 EVENTIFY、株式会社ギフトパッド)

3 随意契約理由

本業務は、昨今のエネルギー価格や原材料の高騰により事業者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、市民の暮らしにも影響を与えている状況を踏まえ、大阪市内の対象店舗のみで利用可能な商品券（プレミアム率 30%）の発行による消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るものである。

本事業の目的である商品券を通じた事業者支援等のためには、事業に参画する対象店舗の拡大や、利用促進に向けた効果的な事業の広報等が必須となり、専門的な知識や豊富な経験を必要とする業務であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3774）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度演劇鑑賞会企画運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウエスト

3 随意契約理由

本業務は、第3次大阪市文化振興計画の取組みである芸術文化を支える人材、芸術文化を将来へ継承、発展させる青少年の育成を図るため、青少年をはじめとした市民が芸術文化に親しむきっかけづくりとして、初心者に鑑賞しやすい質の高い演劇鑑賞会を実施することによって、感性を育み、演劇に興味をもつ機会の提供をし、鑑賞者の裾野を広げることを目的とした業務である。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、株式会社ジェイコムウエストの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、経済戦略局公募型プロポーザル方式受注者選定委員会において株式会社ジェイコムウエストを受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき株式会社ジェイコムウエストと随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5173）

随意契約理由書

1 案件名称

長居陸上競技場外 1 施設改修基本計画策定支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社 昭和設計

3 随意契約理由

本業務は、長居陸上競技場及び長居第 2 陸上競技場の大規模改修に係る改修基本計画策定支援業務を委託するものである。

当該施設は、国際基準を満たす陸上競技施設であり、約 50,000 人が収容可能な観客席が配置され、市有施設の中でも特に大型の競技場とその補助競技場であり、陸上競技を中心に国際大会、プロスポーツ観戦、コンサート等の開催実績がある本市の重要施設である。

当該施設のような大型施設において、既存の大会等を極力継続開催しながら大規模な改修を実施するには、両競技場が同時に閉場することがないよう一体的な仮設設計並びに工事手順をはじめ、適切な改修手法の立案、既存部材の構造検討及び荷重計算が必要である。また、天井に取り付けられている照明設備、音響設備等各設備の仕様は、特殊な形状の天井と密接に関係していることから、設備改修も含め一体的に改修を計画する必要がある。

当該施設を改修し、従来どおりの施設利用が可能となる改修基本計画案を総合的に立案するには、建設当時の設計条件および施設利用コンセプトを熟知し、構造、意匠、設備設計の全てにおいて高い技術力を有する事業者に行わせる必要がある。

上記事業者は、当該施設において建築、設備の設計業務を手掛けるとともに、これまで長居陸上競技場において「長期修繕計画書作成業務（平成 11 年度）」や「F I F A ワールドカップ改修工事設計業務」、長居第 2 陸上競技場では「トラック等改修工事他 1 件設計・監理業務」など様々な業務や改修工事にも携わっていることから、当該施設の構造を熟知している。また、本市が成果物として所有していない設計に至る経過や検討材料をはじめとする建物固有の設計内容に加え、音響計画及び照明制御などの設備計画等を熟知していることから、長居陸上競技場及び長居第 2 陸上競技場において一体的に効率的な改修工事の計画立案するにあたり、それらの有用なデータを活用でき、かつ当初の各種設備機器等の水準を維持するための設計技術力を有する唯一の事業者である。

以上の理由により、上記業者が本業務を履行できる唯一の事業者であることから、地

方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は競争目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課（電話番号 06-6469-3885）